

社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第2回）

平成24年1月19日（木）

【事務局】 それでは定刻になりましたので、ただいまより第2回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会を開催いたします。

それでは、開催に当たりまして、〇〇（事務局）より一言ごあいさつ申し上げます。

【事務局】 本日は委員各位の皆様方には大変ご多用のところご出席いただき、まことにありがとうございます。平素からの河川事業に対するご理解、ご協力に感謝申し上げる次第でございます。

ご案内のとおり、昨年は東日本大震災をはじめ、新潟・福島豪雨、台風12号・15号と大変大きな災害が続きまして、多くの貴重な人命が失われたところでございます。また経済的にも、いまだにいろいろな影響が残っている状況でございます。こうした大きな災害を見るにつけ、やはり日ごろからの備え、治水対策の重要性を確認しますとともに、責任の大きさを痛感するところでございます。

ところで、平成24年度予算が昨年末に決まりまして、河川関係につきましては大体国費で6,700億円、ほぼ前年並みという予算が確保されたところでございます。ここ数年、予算は大幅に減ってきてまいりましたので、そういった意味では一応、災害に対する備えがある程度できるのかなど。なお、6,700億円は、東日本の復旧・復興予算と別でございますので、それは別途2,000億円ぐらいあるという形になっておるわけでございます。

実際に予算の関係は、具体の箇所につきましては年度末に、通常箇所というのは実施計画の中でいろいろな箇所が決まってまいりまして、新規事業につきましても、その中で新たにどこに着手するかが最終的に決まるわけでございますけれども、その前に新規事業をどうするかについては、事前の評価をきちんとするという事になっておりまして、平成21年の12月に新規事業採択評価実施要領が改正されまして、学識経験者等の皆様方による事前審査が位置づけられたところでございます。本日はそういった意味で、平成24年度に2カ所、新たな新規事業を予定しておりますけれども、それにつきまして事前のご審査をいただきたいということでございますので、どうぞご審査をよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、本委員会の委員の方々のご紹介につきましては、お手元に配

付しております委員名簿をもってかえさせていただきたいと思います。なお、〇〇委員、〇〇委員におかれましてはご都合により、本日はご欠席でございます。

次に、お手元に配付しております資料の確認をしたいと思います。議事次第、委員名簿、配席図、資料目次、資料の1から8まで、それから参考資料1-1、1-2、2-2、2-3、3、4、5と配付させていただいております。ございますでしょうか。資料の不備がございましたら、事務局までお申しつけください。

それから、本日の委員の出席状況でございますが、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条第1項に基づきまして、事業評価小委員会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは議事に移らせていただきます。カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、議事に入ります前に、当委員会の会議及び議事録の公開についての確認をさせていただきたいと思います。お手元の参考資料1-1及び1-2をごらんください。小委員会の会議及び議事録につきましては、社会資本整備審議会運営規則第7条、及び社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条に基づき、公開することにいたしますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、平成24年度予算に係る河川事業の新規事業採択時評価の説明を事務局よりお願いいたします。

では事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、まず資料1でございます。事業評価について。これは前回もご紹介しましたが、1年前でございますので、簡単におさらいをさせていただきたいと思います。

資料1の1ページをお願いいたします。これは国土交通省の政策評価全体の体系を示しておりますが、今日ご審議いただきますのは、この赤で囲っております計画段階評価と、それから新規事業採択時評価の2点でございます。

2ページをお願いします。直轄事業の新規事業採択時評価につきましては、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見をお伺いすることとなっております。

次、3ページをお願いします。まず計画段階評価についてでございます。右の枠の中にそのイメージ図を書いておりますが、まず赤枠で囲っておりますように、解決すべき課題

の把握・原因分析を行い、政策目標を明確化し、そして代替案の比較、評価を行うということで、例えばということでA案、B案、C案と示しておりますが、こういったものを総合的に評価いたしまして、対応方針を決定することとなります。その過程で第三者委員会のご意見も聴きながら決定していくということでございます。この計画段階評価の後に新規事業採択時評価、そして、再評価、事後評価といった流れになっております。

4ページをお願いします。下の赤枠で囲っておりますように、本来なら計画段階評価と新規事業採択時評価は時間差でやるのが原則となっているのですが、経過措置がございまして、平成24、25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価と併せて実施することができることになっております。

5ページをお願いします。次に新規事業採択時評価でございますが、実施時期が2種類ございまして、対象事業は河川事業、ダム事業となっておりますが、スケジュールとして個別箇所です予算措置を公表する事業、例えばダム事業等につきましては、新規事業採択時評価は概算要求に合わせまして8月頃行う。それから、実施計画の段階で箇所が定まる河川事業等につきましては、この1月に新規事業採択時評価を行うことになっております。

6ページでございます。これは新規事業採択時評価の評価項目でございますが、そこに示しておりますように災害発生時の影響、過去の災害実績等といった11項目を中心に評価していくということでございます。それから河川環境事業等については、河川環境等ととりまく状況、あるいは河川及びダム湖等の利用状況といったものも勘案していくということになっております。

資料1は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

引き続き、お願いします。

【事務局】 では引き続きまして、24年度の新規事業採択時評価ということで、資料2でご説明したいと思います。

1ページですが、今回新規の事業として2箇所について評価をいただきたいということです。1つは北海道石狩川の直轄河川改修事業、北村遊水地と、もう一つは利根川下流特定構造物改築事業、戸田井排水機場の改築事業です。

まず、一般河川改修事業（大規模改良工事）ということで、今回、遊水地ですが、遊水地につきましては120億円、そして遊水地の面積150ヘクタール以上ということが要件になっています。今後20～30年間で計画されている大規模改良事業は8施設ござい

ます。この中で河川整備計画に位置づけられているものが5施設ございますが、これにつきまして、ほかの河川整備のメニューとの関連、さらには実施の工期を勘案して、石狩川の北村遊水地を新規事業箇所として評価いただきたいということです。

もう一つの特定制造物改築事業ですが、これは既にある大規模構造物の全面的改築によりまして機能回復を図るということです。耐用年数を超過して老朽化が著しいこと、そして全体事業費10億円以上というのが要件となっています。

5ページですが、40年以上経過している排水機場の中で、老朽化が著しくて補修等による対応が困難、抜本的な改修が必要な施設の中で、経過年数、稼働時間、これまでの重故障の履歴、そしてメンテナンスの困難性を勘案しまして、利根川下流の戸田井排水機場、設置後48年経過しておりますが、これについて評価いただきたいということです。

それでは、個々にご説明したいと思います。まず石狩川下流の直轄河川改修事業についてですが、計画段階評価ということで、6ページですが、石狩川は全国第2位の流域面積、道都札幌市、そして全道の半数の人口が居住するといった特徴がございます。過去の災害を表に示しておりますけれども、昭和56年8月上旬に戦後最大の洪水がございました。

課題ということで、昭和56年洪水への対応として、治水対策が必要ということです。政策目標ですが、石狩川全体の治水安全度の向上、さらにはその支川であります千歳川流域の浸水被害の軽減、具体的には、戦後最大の洪水である昭和56年8月上旬洪水を安全に流下させることを目標としています。その整備の効果ということで図に示していますが、現在、石狩川下流部は大体20分の1ぐらいの治水安全度です。これを遊水地等が完成して、平成38年には50分の1の治水安全度を確保するというところで考えています。

その対策として、案の比較をしています。8、9ページですが、まず対策案の立案ということで、河川整備のメニューとして、適用性から、遊水地、放水路等々を選定しています。

流域対策のメニューということで、雨水貯留、雨水浸透、さらには水田の保全といったものについて、その適用性から抽出しました。こういったものから具体的に概略評価、さらには詳細評価を行っております。

10、11ページに7つの方策について平面図と概要を示しています。

この7つにつきまして概略評価を行い、抽出したのが3つということです。コスト、実現性の観点から、遊水地、河道掘削、堤防のかさ上げの3つを治水対策案として、概略評価によって抽出しております。

13ページですが、これら3つにつきまして7つの評価軸、具体的には治水の安全度の確保、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響といった7つの評価軸で検討を行いました。結果として、案①の遊水地案がコストについて最も有利で、その他の評価軸につきましてもこれを覆すほどの要素はないことから、遊水地案が治水対策案として妥当と評価しています。

こういった計画段階評価を経まして、15ページですが、新規事業採択時評価を行っています。北村遊水地は全体事業費700億円、面積950ヘクタール、事業期間が平成38年までです。災害の発生状況等につきましては、先ほどご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

16ページに災害発生の危険度ということで、昭和56年8月洪水に対しまして、現状では全川にわたり計画高水位を超過する状況です。また、石狩川の水位の影響を受ける支川の千歳川では、頻繁に浸水被害が発生している状況です。

地域の協力体制ですが、遊水地事業の推進に当たりましては、まちづくりや農業との連携が不可欠ということです。北村地域連携調整会議が平成22年に設置されています。これまで各種の説明会等を開催してきています。

この事業に対します北海道知事の意見ですが、早期事業の完成ということで要望がございます。また、予算化についても了解されています。

事業の緊急度ですが、石狩川下流部の河川の改修はほぼ概成をしており、北村遊水地事業を残すのみです。さらに、中上流部の河川改修を行うためには、流量増をカバーする受け皿として北村遊水地が必要ということです。石狩川本川下流の水位低減対策、そして支川の千歳川の治水対策が一体不可分ということです。

北村遊水地による効果を図で示しています。北村遊水地により全川で計画高水位以下に水位を低減させることができます。北村遊水地にプラス現在行っております事業の効果ということです。そして千歳川につきましても、本川水位が低下するというので、計画高水位以下に水位を下げるということです。

北村遊水地は平成38年の完成目標ですが、38年には千歳川の整備とあわせまして、昭和56年洪水の対策が完了することになります。その途中段階の平成31年には千歳川の遊水地群が整備されます。それにあわせて暫定供用を行うということで、途中段階から一定の治水効果を発現していくということです。

その次ですが、水系上の重要性です。洪水調節機能について、水系内でのウエートが高

く非常に重要な施設ということ。また、災害時の情報提供体制の確立等、各種の取り組みを行っているところです。北村地域の連携調整会議が設置されて、いろいろな情報交換、意見交換等が行われてきているということです。

19ページですが、代替案についての検討は先ほどの計画段階評価で説明したとおりで、遊水地案が妥当という評価をいたしております。費用対効果は2.2です。

最後ですが、整備効果について、重複しますが、現況20分の1の石狩川下流部の治水安全度ですけれども、31年には北村遊水地の暫定供用、千歳川遊水地群の完成とあわせまして30分の1まで上げることができます。そして平成38年に完成をいたしますと、50分の1の治水安全度になります。そして中上流部の改修に着手して平成48年には全体が完了する。こういった段階的な効果が発揮されるということです。

以上が北村遊水地についての説明でございます。

続きまして、21ページですが、利根川下流特定構造物改築事業、戸田井排水機場の改築です。流域の特徴ということで、利根川の支川小貝川、さらにその支川の北浦川でして、茨城県内です。北浦川は典型的な内水河川で、洪水になりますと小貝川の水位が高くなって、北浦川からの自然排水が不可能となる場合が多いということです。内水排除のための戸田井排水機場が既に設置されています。過去の災害は表に示していますが、これまで頻繁に浸水被害が発生している状況でございます。

課題ですが、戸田井排水機場は昭和38年に設置されており48年経過しています。上屋建物、ポンプ設備の老朽化が著しくて、洪水になったときの機能停止が懸念されているということです。また、利根川下流管内でも最も稼働実績の多い排水機場です。

政策目標ですが、達成すべき目標として、この排水機場は老朽化していますので、その機能の保持と信頼性の向上、頻発する浸水被害の軽減です。具体の整備目標としては、北浦川の河川整備計画の目標に対し、各機関との連携もあわせて浸水被害を解消するというものです。

23ページは対策案についての比較、評価です。河川整備のメニューについて、遊水地、排水機場の2つを適用性から抽出しています。

流域対策のメニューとしては、雨水貯留、雨水浸透施設、宅地のかさ上げ・ピロティを抽出しています。それぞれの案の概要を25ページに図で示しています。

26ページは抽出した6つの対策案について、詳細検討するものを抽出しています。実現性の観点等から遊水地案、排水機場案、宅地のかさ上げ案の3つを詳細検討のために抽

出し、27ページで7つの評価軸で評価しています。

結果として、コストについて最も有利なのは排水機場案です。その他の評価項目につきましても、このコストの評価を覆すような要素はないことから、排水機場案による対策が妥当という評価をしています。これが計画段階評価です。

続きまして、この事業の新規事業採択時評価です。事業の概要は、排水機場の改築ということで、ポンプの規模が13 m³/sです。全体事業費27.2億円、事業期間が平成28年度までの5年間です。災害発生時の影響、災害状況につきましては、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

30ページですが、災害発生の危険度ということで、老朽化が進んでおり、出水時の機能停止が懸念されています。一方で、ポンプのメーカーが製造・販売から昭和63年に撤退し、その後、保守は継続されていましたが、現在は保守からも撤退をしており、部品交換等が困難な状況になっています。地域の協力体制等につきましては、茨城県、取手市と役割分担して、それぞれハード、ソフトの対策を講じていくということが確立されています。

31ページですが、事業の緊急度ということで、ポンプの老朽化について腐食状況を診断しています。赤の濃いところが腐食レベルが進行しているということです。肉厚が減少しており更新が必要なレベルになっているところがあるということです。内視鏡カメラでポンプの中を見ておりますけれども、磨耗の傷がついたり、腐食生成物が発生していたりといった状況にあります。

32ページですが、さらに羽根車の腐食ということの懸念ですけれども、羽根車についても端部の腐食が進行しており、羽根車とケーシングライナーとの間のすき間が腐食の進行により大きくなってきています。結果として効率はかなり低下をしてきているという状況です。腐食がさらに進行することにより、羽根車が欠損するといったことも懸念される状況です。

33ページですが、重要性ということで、今の状況から改修が必要ですし、浸水被害が頻発しているということで対応が必要であり、また、災害時の情報提供体制についても確立をしているところです。国・県・市、それぞれ役割分担をして治水対策を実施しているということです。

茨城県知事の意見ですが、当事業の予算化について同意するという意見をいただいています。代替案につきましては、計画段階評価で説明したとおりポンプ改築案が最も妥当と

評価をしているところです。

34ページは若干補足になりますが、関連事業との整合ということで、茨城県、取手市、国交省で連携しながらハード対策、ソフト対策、それぞれ役割分担して取り組み、流域の浸水被害の軽減を図るということです。

最後ですが、費用対効果は6.3ということで、整備による効果ですが、この北浦川の目標である2年に1回の洪水に対して浸水被害は解消され、さらに、10分の1の浸水についても、浸水戸数を大幅に減少することができるということでございます。

以上で説明を終わります。

【委員長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局からこの評価の仕組みについて、それから今回ここで議論する2つの事業の内容についての説明がございました。

ここで質疑応答に入るわけですが、分けてやったほうがいいと思います。まず仕組みの問題についてわからないところは質問してもらって、その仕組みをきちっと理解してもらった上で、2事業について議論したいと思います。事務局から説明のあったペーパー、資料1の1ページに計画段階評価、新規事業採択時評価という流れが書いてあります。今回の議題も新規事業採択時評価ということですが、4ページを見ていただきますとわかるように、昨年初めてこの仕組みを実施したわけです。今年度も24年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は計画段階評価をあわせて実施するというので、それと採択時評価の両方を実施します。2事業とも、3ページにあります、右側の赤の破線の枠で囲った計画段階評価と、今回議論する新規事業採択時評価の両方の評価を実施することになっています。

もともとはこの計画段階評価は新規事業採択時評価の前年度までにやるということが、4ページの右側に書いてございます。ただし、今年は経過措置だということです。計画段階評価は、3ページに書いていますように、複数案で今回の事業のような組み合わせの事業が適切であることを、本来は前年度までに評価しておきなさいということだったわけです。今回はそれも込みで新規事業について議論をいただきます。

それから6ページに評価項目があります。事務局から2事業について説明がありましたが、けれども、我々のここでの仕事は、この評価項目の1から13について、きちっと評価されているかどうかで最終的に可否を議論していただくことになります。

以上が今回、新規事業採択時評価という議題で議論する仕組みでございます。それについて何か質問等ありましたら、これから2事業の評価に入る前にご不明の点とかご不審の

点がありましたらご質問いただきたいと思います。

【委員】 この事業評価の仕組みが動き出した後のことですが、東日本大震災を経験して、やっぱり防災というものに対する考え方の大事な部分に、例えばこの場合でしたら50年に1回の災害を考えておくというところにとどめていいのかという部分に、大きな答えが出たと思います。せめて1,000年に1回ぐらいのところまでは視野に入れておこうという。ですから、これから取りかかる計画ですから、そのような場合にはどうするのかということも、一応考えましたということは求められる要件にならなければいけないのではないかと思います。どこかで考えているのだと思います。石狩川でしたら56年の水害、それ以上のものが来たらどうなるの、どこでどうするのかということは、どこかに触れられているとは思いますが、それを言ってみれば習慣づける、必ず考えていく。そして、できればそういう事業を、別途また検討していくという視野が求められているのかなというのが1点ですが、その辺はどのように13項目の中に、あるいは入っていないのかもしれないのですが、配慮されたのか、配慮していないのか、お答えをいただきたいと思います。

【委員】 ちょっといいですか。関連で。

【委員長】 それじゃまとめてお答えいただきましょう。

【委員】 委員がおっしゃったこと、まさにそれは僕も気になっていて、もっと具体的なことを申しますと、河川整備計画に基づいた次の計画を立てるといときにはいつも、いずれ予算を執行してそこまで工事をすることが想定されているのですけれども、まさに1,000年に1度の津波と、例えば500年に1度の大水害とか300年に1度の大水害ということを想定しますと、河川整備計画のビジョンの延長上では計画ができないはずです。

例えば、移り気なことをいつも考えているのですけれども、整備計画上、150年に1度でいろいろやっているのですが、300年に1度、300分の1の大雨が降ったらどうなるのかと。大氾濫になることはわかっている。500分の1が来たらどうなるのと。それほど極端にでかくはならないけれども大氾濫になることがわかっている、じゃあ今使える予算が100だとして、その100を整備計画上の延長上で使ってしまふことが妥当なのか、あるところで決断して、それを少し削ってでも、河川整備計画上の予算執行はできないけれども、500分の1の大水害を予想してソフト啓発に使うとか。そういうことをしなければいけない局面に来たと僕も思っています。それは非常に重要なこと。

例えば津波被害で1,000分の1が来たらどこまで浸水するかというのを、今、いろいろ表示が出ていますけれども、200分の1ぐらいの雨が来ますと、そんなのは軽々超えちゃいます。でもそれは河川整備計画に絡んでいないから、今予算執行できない。今すぐということではないですけれども、そういう時代に入ったという認識で、計画立案のときに新しいチェックが入るべきだと。多分、委員も同じようなことをお考えになったと。

【委員長】 河川整備計画という流れの構造性的話と、もう一つは震災の教訓で、整備計画で考えていなかったような枠組みといいますか事態のことを、どう今後考えていくのかということ、事務局から少しコメントをいただければ。

【事務局】 まさに今おっしゃった観点は重要だと思います。3.11が起きまして、我々もいわゆる計画対象のものを超える外力に対してどう対応していくのかというのは、非常に重要な課題であると考えております。津波につきましてはそういうスキームができておりますけれども、他の災害についても同様の観点から検討していきたいと思っております。

ただ、ちょっと検討が必要だと思っておりますのは、河川整備計画の範疇に入るものなのか、あるいは別途、河川法の法体系とは別に我々は水防法という法律を持っておりまして、そういった中で対応をしていくのかというのは検討していきたいと思っておりますが、いずれにしても検討すべき課題だと考えております。

【委員長】 今の意見が出ましたことは、今回の小委員会では河川整備計画という流れの中での1つの手続であって、非常に本質的な課題ですので、こういう意見が小委員会に出ているということは、分科会のほうに報告しようと思えます。

【委員】 今、委員長がまとめられた話でいいと思うのですが、計画の階層性ということがありますよね。原案はあくまでも河川整備計画の流れの中で行われている一連のまとめ、評価を対象としています。ここに記載されている計画段階の評価という言葉は、河川整備計画を対象としているのではないです。むしろ、実施計画といいますか、そういうレベルの話なので、どこか一言、この計画が何を意味しているのかというのを整理して書いておく必要があるような気がしました。この計画段階の計画は河川整備計画ではなく実施計画。

それからもう一つは、もちろん3.11を踏まえて河川整備計画そのもののありようも、ある意味ではフィードバックして変わるところがあるかもしれない。あるいはそれ以外の計画で対応すべきところ。それはもうちょっと上位の話なので、ここで議論している実施計画段階の評価で出てきた問題点があれば、それをどのレベルの計画へどういうふうにフ

ードバックしていくかという想定が、必要になってくる。その辺の議論の整理、計画論の整理をどこかでしておいたほうがいいと思います。

【委員長】 ここでは事業開始時評価という末端のところまで議論することになっているのですが、上から流れてくる、いわゆる計画とか、事業への階層性の中での議論というのは、まだ不明確なところがあると思います。特に今回、新規事業採択時評価と言いながら、計画段階、1つ前の段階も一緒に行いますよということで、非常に皆さんも苦勞されました。それは本来、河川整備計画の流れのほうです。河川整備計画策定の中で当然複数案検討をやっているはずですが、それと今回の複数案検討はどこが違うのか。河川整備計画の中であるさまざまなメニューの中で、その事業の中で今回実施するメニューについての複数案の検討ということが、ほんとうにきちっと区別してやれているのかどうかという、本質的な質問ですね。

これはまだ事務方も我々も慣れていないところです。河川整備計画の複数案検討の流れから特定して、今度はメニューを限定しての複数案検討だという流れのほうなのですが、今回必ずしもそのことが見えていないかもしれないと思います。これから2事業についてチェックするわけですが、その辺は作業上もきちっとやっていただきたいということだし、まだ2年目ですが、我々側から評価をしているときの流れの中で、少しその辺の階層性の上向きの議論もさせていただきたいというご意見だと思います。これもここではなかなかどうしようもない話ですので分科会に上げていかないといけない話だと思います。ありがとうございました。

【委員】 今のご意見と重複する話になると思いますけれども、実は資料1の3ページの、計画段階の評価を新たに導入したという、赤い点線で囲んであるところの図と、資料2の3ページの新規事業候補箇所選定の考え方と、大きく範囲が異なっております。どういうことかという、資料2では今後の大規模改修工事は今後20年間で大規模改良工事が必要な8施設が選ばれてあるわけですね。その8施設から絞り込みで、この石狩川が選ばれたという資料2の3ページ目の選定がありますけれども、この考え方はあるのですが、これをどのように選定したのかというものは、どこにも途中経過がないと

一方、計画段階というのはこういうことをするのですかという、資料1に戻りますと、資料1の3ページ目ではどうも計画段階の評価ではそれは入っていない。ちょっとこんがらかりまして、先ほど委員がおっしゃったように、計画段階というのは一体何をすることなのか。例えば石狩川なら石狩川というのを決めた後に、何かメニューを評価することな

のか、石狩川を選ぶことが計画段階なのか。ちょっと私もわかりかねるところがあります。

リスクマネジメントをやる場合においては、まず限られた予算の中で、危険というのを各市町村が負担しているわけですね。洪水の危険というのを負担しているけれども、そうすると、なぜうちを早くしてくれないのかという、どちらかという利益配分ではなくて危険分担の争いが始まると思います。その中で、いや石狩のほうはこんなに大変だから、今年の予算はこちらに持っていきましようという、やっぱりここは説明できるものが必要じゃないかと思います。

これは委員長がおっしゃったのと全く同じことを重複してご説明したものです。

【委員長】 事務局に説明してもらった方がいいのですが、事務局のほうは当たり前のことだと思っておられるので、私のほうの理解で答えて、もし違っていたら事務局からお話を加えていただくという形をとりたいと思います。

河川整備計画から事業のメニューを決めて、そして新規に事業に着手するというのは、それぞれの水系ごとに決めていっているわけですね。さて、河川整備計画でメニューとされたものが、果たしてほかのメニューと比較して最適なものかどうか今回の計画段階のもので、この事業は採択する意味があったかどうかの判定となります。

そういう事業が全国いろいろな水系から出てきます。国の予算から考えて、それらのどこにつけていくというところは、今度は縦の構造ではなくて横並びの構造の中で、どれに優先順位をつけるかということで、それについての説明が本来なければいけない。今回、河川事業と特定構造物改築事業というもの。ほかにもいろいろな類型があるけれども、それぞれの中で幾つかの中から、先ほどの評価軸の中で最も緊急度を要しているものを選んでいくはずなのですが、その説明が横並びでされていなくて、個別の事業について非常に深刻な状態になっていますということを言っているだけなので、非常にわかりにくいのです。ほかにも候補があったはずなのに、どうしてここになったのかという説明が、やっぱりいるのに、時間的制約でここに出ない。

取り上げられたものは、確かに評価軸から見たら、緊急性の高いものだということはよくわかるけれども、ほかにもどんな事業がある中でこれが突出して、その事業の中では選ばれているのだという説明が、どうもこの限られた時間の中で十分でなかったということです。個別のどういう事業の候補の中から、どんなふうにしてここに2つの事業として、まな板の上に上げてきたのかということについて、ちょっと簡単に仕組みだけお話しただきましようか。そこはあまり説明がなかったと思いますので。

今の私の理解は、それでよろしいでしょうか。間違っていないですか。

【事務局】 基本的にはそういうことでして、40年以上経過している排水機場のうち抜本的に改修が必要なものが14カ所あるわけですが、その中で今回この戸田井を抽出したということです。その部分の説明の資料がありませんので、整理したいと思います。

【委員長】 よろしいでしょうか。大規模事業なら大規模事業で、候補者となっているものを一覧表か何かにもとめたもので、例えば点数とか二重丸をつけるとかしたときに、これがやはり、なるほどそうだなということがわかるような資料が、今後ついてくることが望ましいということで、それでよろしいでしょうか。

【委員】 全くそのとおりでして、3ページ目の真ん中の段階の「総合的に勘案して」と、5ページにも「勘案して」とあるけれども、この勘案という言葉がどうも、知らない人からはちょっとごまかされた、と言ってはすごく語弊がありますけれども、思われることがあるので、資料があるのならば14カ所の背景をおつけになったほうがよろしいかと思えます。

【事務局】 わかりました。

【委員】 なおかつ排水機場が14という、今お言葉を聞きましたけれども、ここには14という言葉がありません。そこら辺のものをまとめれば、もっとPRできるのではないかと思います。

【委員長】 ありがとうございます。この2事業が妥当ですよという判断が、我々のミッションなのですが、全体的な流れの中で考えると、やはりその2事業に選定してこられた、そしてその2事業が妥当ですよというプロセスまで、このミッションになったほうが良いということですね。よろしいでしょうか、その辺は。

【事務局】 実際そういう整理をしていますので、資料としてはついておりませんが、そういったものについても考えたいと思います。

【委員長】 そうですね。それぞれの事業の種類から、どういうものが本来候補になっていて、その中でこの事業を今回は新規事業に上げます。そして、事業の詳細を説明していただいて、先ほどの11から13の項目のさまざまな点から見て妥当ですよという判断をします、というプロセスでよろしいでしょうか。

【委員】 ちょっといいですか。

【委員長】 はい。

【委員】 素人だからかと思うのですけれども、大変そこは不安があつて、国家予算を使うのであれば、全水系をにらんで、一番費用対効果が大きな治水対応はどこなのか。素人判断で言えば、そこから話を始めてもらいたいというのはありますよね。排水機場というのは、僕はいろいろな現場を見せてもらっているのですが、大変すつと入っちゃって納得しちゃいますけれども、排水機場は大体50年たてばポンプもだめになるし、建屋のコンクリートも鉄もがたがただろうと。とにかく排水機場をどうするのかという軸が、全国的水系の治水の総合合理性の判断とは別に1本あつて、それはこれからやっていかないと関連産業だって、さっきもメンテナンスができないという話もあつて、そこはやらないと対応できなくなるぞという緊急性が別にあるじゃないかと思えますそれを、今お話しのような学問的総合性で処理したと言っちゃって大丈夫ですかと。ちょっと気になります。

【委員長】 学問的じゃなくて、実務的13項目ですけれども、その前に今おっしゃった、全国を見ればやっていただかなきゃいけないところはたくさんあるということはどうするのですかということ、前回もこの小委員会で出まして、河川分科会のほうへ小委員会で出た意見だとして今後議論してくださいということで上げてあります。今回再度それは申し上げて、そのことは考えてもらうこととしましょう。

もう一つだけ言うておきますと、今回最初にごあいさつがありましたように、この時期にこれをやるというのは、ある程度予算規模も考えた中でのことで、今回やれそうな枠の中で選ぶのがここのミッションです。

【委員】 そういうのが出てくれば大変わかりやすいので、排水機場をどこもここも、よそだつてとんでもなく大変なところはいっぱいあるわけですよね。そこをどうするのかというところをまず切り口にして、全国比較してここへ来たという話は、大変わかりやすいけれども、そこがなくて、排水機場が大変だぞというのはなしにやると、何で今排水機場なんだ、もっと重要なことだつてあるだろうという議論が出てきちゃうと、そこが暗黙の了解になっていると我々はきついなというのがちょっとあります

【委員】 建前論に近い話をしますけれども、水系間の緊急性とかを比較するには、これはやっぱり国土計画の話で、例えば、国土形成計画とか、あるいは別のものがあるかもわかりませんが、その中できちっと位置づけをやるべき話だと思います。

それから、どの事業を河川整備計画から選択してくるかということに関する基本的な考え方は、本来は河川整備計画の中に書かれるべきことです。言い換えれば、河川整備計画で、当面はこういう事業、それが完成すれば次はこういう段階に進みますというふうに、

本来位置づけておくべきなんですね。結局、具体的にどの施設が選ばれるかというのは、そのときの計画の熟度であるとか、地元の合意がとれるかどうか、そういういろいろな状況で多少前後するし、河川整備計画がそのまま実行されるとは限らない。それから、実施計画は、河川整備計画の考え方を踏まえて、その時々^々の社会経済的情勢や熟度、河川環境の実態を踏まえて、具体的にこうするということを書かれたらいい話だと思います。

【委員長】 そのはず。河川整備計画で書かれて、今後30年でやっていくメニューの中に本来入っているものですね。河川整備計画ができていないところもありますけれども、河川整備計画の中に書かれているメニューの中で、それが事業として実際にやろうとすると予算規模が大きくて、こういうところで議論しなとなかなか、どれから順番に予算づけするのかという話が多分あると思います。という理解でよろしいですか。

河川整備計画に位置づけられたものが、今回横並びで見たときに、どれに緊急性が出てきて、またここで議論をしなければいけない規模になっているのかということでしょう。新規事業は多分いっぱいあるでしょうけれども、この中で評価にかかる規模とかそういう中で、平成24年度スタートしようと言えるのを選んできているという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】 考え方は河川整備計画で位置づけられているということですが、個別箇所^の具体名とかは地域の状況、熟度とかいろいろあります。具体の箇所名ではなくて、全体としてこういうものがありますという中でその示し方について検討させていただきたいと思います。

【委員長】 そうですね。今日最後にこれは妥当か否かの判断をいただかなきゃいけないわけですが、それは河川整備計画上出てくる事業の中で、全国あちらこちらにあるけれども、さしあたって来年度スタートするものとして、予算との関連も絡めて2事業ぐらいを選んできて説明していただいて、これは妥当ですかということを判断するのだということでしょう。そういうスタンスでその2事業を見てもらって、可否の判断をいただくということです。

【委員】 ちょっと補足で。改修じゃなくて、また新しく作り直すのが新規事業というジャンルに入るというご説明だと思いますが、ポンプ場が老朽化して、もうこれはだましまし使うよりは、新しく作り直したほうがいいという意味での新規でしょうが、社会資本のライフサイクルということを考えれば、当然それは視野に初めから入れておかなければいけないことで、いつごろまでこれはもちますかというものが、新しいものをつく

るときは常に示されなければいけない。それが近づいてきたら、それに見合った見直しをやるという教訓を、我々は得たと思うのですが、ですから今回この新規事業としてやる場合には、今度つくるものは一体いつまでもつものをつくるのか、いつになったら作り直す必要があるのかということ、今度はちゃんと示しておく必要があるのではないかと

しかも、こういうものをだまされだまし使っていくのは非常に大変だということは、説明の中にいろいろ出てきましたよね。メーカーそのものが撤退してしまうといった問題もあるし、平均すれば2年に1回しか動かさないプラントであると。2年に1回しか動かさない機械が、いざというときにちゃんと動くためにはどうすればいいかという、大変厄介な問題も抱えている。そういう意味で、社会資本にはみんな寿命があって、その寿命が近づいてきて、そこを越えていくときにどう対処していくかということ、計画段階からやっぱりきちんと視野に入れて、それを示していくことが必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 その件につきましては、後ほど内容を詳細にご説明させていただきます。

【委員長】 前回も同じような話がありましたので、今回、後から参考でお話しいただくということとしましょう。

議論が出ましたのは、維持管理か改築かという話と、改築と河川整備計画のように治水効果をレベルアップしていくという話があるということ。単なる改築ですと、河川整備計画でいうレベルアップと少し意味合いが違うので、ただ単に物を取りかえるだけが河川整備計画の中に位置づけられるようなものなのか。それはちゃんとその寿命を考えてやってくださいねとか、いろいろな視点があると思います。すなわち、維持管理をやるのか、改築するのか。改築と、全体の流域のレベルアップである河川整備計画と、どんなふうに位置づけていくのかというのを、少しまた整理しておいてもらいましょう。そのうち維持管理の分については、今日この後ご説明いただくということでよろしいですね。

今の時点では大体それぐらいの認識でよろしいでしょうか。そういう認識で、本日2事業について見ていただくということにしたいと思います。時間の都合もありますので、今の認識のもとで、あと、裏づけといいますか、バックデータのほうは、また後で整理していただいて、本日はこういったところを基本的な認識のもとに議論したいと思います。次回以降、そうしたものがきちっと裏づけられているよう整理いただきたいと思います。

【事務局】 そういうことを整理して、個々のものを出すということではなくて、考え方を示したいと思います。

【委員長】 それじゃあ、1つ1つ議論していきましょうか。最初が石狩川の北村遊水地を中心とした下流直轄河川改修事業で、先ほど言いました11から13の項目についてご説明があったはずですので、確認いただきたいと思います。もし質問でもあれば。

【委員】 基本的なことがちょっとわからないので。この北村遊水地に指定される全域が河川法上の河川区域に指定されるということではないと思いますけれども、土地利用の現況とか、農業が継続されるのかなと思います。今後どうなるかとか、総費用、総便益の中に維持管理費とあるけれども、その維持管理費に土地利用にかかわる農業関連の予算が入っているのか入っていないのか、残存価値の中に農業生産量なんていうのは入っているのかとか、基本の基本ですけれども、ちょっと教えてください。

【事務局】 この場合は用地を買収するというのではなく、従来の土地利用と違いますか、農業ですけれども、それが継続されることになりますので、地役権補償をして、河川区域はかけるということです。

【委員長】 そういうタイプの遊水地ということによろしいでしょうか。

【委員】 もしそうだとすると、継続される農業の農地の整備とかにかかる経費は入っていないわけですね。

【事務局】 費用の中には入ってないです。

【委員】 その農水関連との共同のような形になるのですか

【事務局】 そういうことになります。

【委員】 わかりました。

【委員長】 いいですか。

ほかはどうでしょうか。

【委員】 17ページで、北村遊水地による石狩川下流・千歳川の水位低減効果とありますね。北村遊水地はこの石狩川直轄下流区間が河川整備計画の事業進展の中で非常に重要だという位置づけであると思いますけれども、水位低減効果というタイトルで、石狩川の水位と千歳川の水位というふうに書かれていますが、北村遊水地の効果によって両者の計画高水位以下に水位を低減できるというのは、ちゃんと精査されているのかを教えてください。

例えば、千歳川は北村遊水地よりも下流で合流しているのに、千歳川の支川・本川が40キロにもわたって一律に、このように水位低下するのが、何となく不思議だなというのが1つと、石狩川の上の水位が赤からブルーに落ちるのも、整備計画の進展に合わせて遊

水地の効果が入っているのではないかなと思いますが、タイトル自身が遊水地の効果と書かれると、この図面が当然ひとり歩きしていくわけですから、その辺をちょっと確認したいのが1点です。

【事務局】 済みません、ちょっと説明させていただきますと、上の石狩川水位というところを見ていただきますと、上に小さい字ですが、計算水位というところにいろいろ書いていますが、整備計画河道で河道条件は一緒にしています。それと、ほかの洪水調節施設の条件も一緒にしてしまして、北村のありなしだけで水位差を出していますので、赤から青の水位の低減効果というのは、純粹に北村の本川の効果を示しているということになります。

そのときに、千歳川合流点というところを見ていただきますと、大体30～40センチぐらい水位が下がっていますが、千歳川はご存じのように非常にだらだらの緩勾配の河川ですので、出発水位が40センチ下がると、それが全川に効いて、千歳川の水位も全部下がるという特性を持っていますので、効果としてこのようになっているということになります。

【委員長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【委員長】 ほか、よろしいでしょうか。

先ほど委員から出た、計画段階の代替案との比較のところは河川整備計画の話とどこが特に違うのかという点ですが、この例ではあまり違わないようですね。河川整備計画としての代替案の話と、北村遊水地の議論をするときの代替案比較というのは、どこが違うことになってきますかね。さっきの議論の例として。

【事務局】 河川整備計画は平成19年につくっており、2つぐらい違いがあると思います。1つはその当時の代替案比較の考え方の中で、例えば堤防かさ上げ案といったものは、当時は計画高水位を上げるという前提が、やはり災害ポテンシャルを上げるので怖いよねということで、なかなか代替案の最終案に入っていないということが1つありました。ただ、その後、ダム検証等々で、そういったものも考えようということになってきていますので、そういった形で今回の代替案の中には、堤防のかさ上げ案というのも比較の最終案に残ってきているということがございます。それが1つ目の違いでございます。

それと、あとは河川整備計画の中で、中流部の遊水地をつくるというふうに決めています。そこで、整備計画の中では場所を中流部の中でどこにするかという検討もしております。

して、そういったところが、また1つ違うかと思えます。今回は、計画段階のほうはそれよりも少し大きな枠組みの検討を幅広くやらせてもらったとは思っていますが、新しい考え方もいれたりといった点が多少異なっているかと思えます。

【委員長】 将来、河川整備計画としてやるべきことと、こういうふうに事業着手の時点でやるべき計画段階の議論の差をもう少し明確にしていく必要がありますね。今の説明では、ただメニューが変わったぐらいのところが中心で、本質的にどこが変わるのかというのをもう少しもんでおいてもらいたいと思えます。

【事務局】 河川整備計画もいろいろ発展途上の部分がありまして、やはり過去のものには必ずしも代替案比較が網羅的にはできていなかったものがございます。一応やってはいるのですが、とにかくいろいろな考え得るものを網羅的に挙げて、その中で一次抽出をして、その中で可能性のあるものをより詳しくやっていくことと、評価項目自体も、非常に幅広の観点がでてきておりますので、今後はそういったものも踏まえて、河川整備計画の検討を行っていく必要があるのではないかと考えております。もう一つは河川整備計画の中でも、20～30年の計画をつくるだけではなくて、途中段階でどういう形で進めていくのかという点もありますので、そういうものになれば今回の計画段階評価のものとも一致していくのではないかと考えております。

【委員長】 多分、いろいろな河川整備計画、流域の計画を立てる、水系といいますか、立てるときの河川整備計画の段階での代替案と、ある程度河川整備計画を固めて、そのうちの1つのメニューについて議論するときというのは、階層の違うところに来ているわけですから、同じような戦術でないところがどこなのかというのをもう少し議論しないといけないなという気がしました。それはまた今後議論しましょう。そうでないと、この仕組みが動かないですね。事業が決まってから、その1つ前の段階というのは一体どんな段階で、そこでどのように代替案を考えるのかということについて、あまり我々も議論してこなかったですね。河川整備計画でやっている議論をちゃんとやればパスできるものなのか、パスできないものなのか。この辺を少し考えないと、この仕組みがうまく機能しないことになります。また仕組み論になりましたけれども、ここはこれでよろしいでしょうか。

また後から振り返ってもらってもいいですけども、引き続いて、利根川の戸田井排水機場の特定構造物改築事業、いかがでしょうか。

【委員】 ちょっとよろしいですか。

排水機場の場合のB/Cの出し方は、排水機場が機能低下したらという状況でやるので

すか。それと、今回この排水機場は機能アップしない、今までどおりの能力で、特に機能アップしないのですか。機能アップするのであれば、効果は出てきますよね。1点目は排水機場が機能停止ときのウィズ・ウィズアウトでやるのか、もう1つは機能アップするのであれば、それも加えた形でウィズ・ウィズアウトをやるのか、そのあたりをちょっと教えてください。

【事務局】 規模といたしましては従来と同様の $13\text{ m}^3/\text{s}$ になりますので、それで評価をしているということです。それがあらず、ウィズ・ウィズアウトでB/Cをカウントしています。機能増強ありませんので、ポンプそのものが停止した場合の評価をしているということです。

【委員】 わかりました。

【委員長】 よろしいでしょうか。ほかの項目もいろいろあるけれども、今その同じ規模で改築するということと、地域の協力体制ということの関連とか、その辺がやはりポイントになっているんじゃないですかね。ただ単にほうっておけば、開発が進んでいくわけだから規模はもう少し大きいものが欲しかったとかいう議論となったのでしょうか。それを堤内地のほうでいろいろな努力ができる仕組みも織り込み済みの計画になっているところが、こういう事業ではポイントになるのでしょうか。項目の中に地域の協力体制とか、話の中できちっとそういう組織をつくって対応していきますよということを確認しながら事業を採択していくというのは、特に主張しなくてもいいのですか。

【事務局】 先ほど説明した資料の34ページですけれども、国と茨城県、取手市の3者が連携してということで、県では北浦川の河川改修をやり、取手市では流域の対策という流域調整池を整備する。こういった役割分担をして、連携しながら対応していく。また、ハザードマップであるとか、転用規制であるとか、そういったソフト対策も行う。こういう取り組みを地域との連携協力ということで考えているということです。

【委員長】 それを評価しようという方向性で見たらいいわけですか。ここにわざわざそれが評価項目になっているのは。

【事務局】 ハードだけではできないので、ソフトと一体となってやっていくということです。

【委員長】 もっと立派な排水門にしますよというのも、1つの選択ではあり得るのだけれども、一方ではソフトをきちっと担保できるような仕組みができていて、そして構造物はそれほど大きなものにレベルアップしないで、ここの安全度を確保していくという方

向性は、プラスに見たらいいですか

【事務局】 定量的には難しいかもわからないですが、プラスの評価はできるのではないかと思います。

【委員】 これも市民の感覚で言うと、例えば10分の1の雨が今後降ってきたときに、浸水の程度ではなくて被害の総額が、多分その地域でどんどん人がいなくなるのであれば低減していくわけですね。人が増えていくのであれば、そのときにその増加分を妥当なところに抑えるために、いろいろな流域対策があって、いろいろなことがあって、その1つとして排水機場の維持というのもあって、この規模を維持していれば、ほかの対策で被害は大きくならないよというような話があると、予算節約だし、そういうことなのかととてもよくわかるのですよね。今のお話は、インプリケーションとしてはそういう世界を期待していると思いますけれども。

【委員長】 項目はたくさん書いてあって、1つ1つ個別に見ていったら、多分今の間はいいでしょうけれども、そういう項目間の関連というのもうまく評価できるようになったらいいのでしょうか。必ずしも独立のものではないなという感じがします。

ほかに、これもよろしいでしょうか。もう1度確認していただいて、評価項目という視点から大丈夫かどうか。

【委員】 もう1点だけよろしいですか。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 27ページの、これは確認ですけれども、コストですが、遊水地が127億で排水機場が27億で、宅地のかさ上げが61億。この宅地のかさ上げの61億というのは、180戸の家屋を一時移転させ、いろいろな流域対策にかかる費用と考えてよろしいでしょうか。それであれば、河川事業として計上する額ではないのかなという気がするのです。流域対策のほうですから、先ほど言いましたように、役割分担のそれぞれの割合が違ってくる可能性も出てくると思います。そうなる横並びで、この金額を国交省の事業として並べて妥当なのかを確認をさせていただきたいと思います。

【委員長】 お願いします。

【事務局】 25ページに概要を書いていますけれども、浸水する182戸の宅地を平均2メートルかさ上げするということで費用を算定しており、そういったかさ上げをしたらこういう額になりますということでございます。

【委員長】 すなわち、国費を投入することによってやるということを決めるメニュー

一にしてしまえばということですよ。

【事務局】 はい。

【委員長】 確かに内水のほうなので、国費で投入しないという選択もあり得るかもしれないのだけれども、そっち側で計算しましたということですね

【事務局】 そういうことで比較させていただいたということです。

【委員】 わかりました。

【委員長】 そこも実際、難しいですね。国の予算の支出をけちってほかのところで金を出させたら、結局は国民としては同じですからね。だからどういうふうにB/Cを計算するのかというのは、その辺が非常にややこしくなるので、丁寧に説明をいただくことにしましょう。我々も判断するとき、国費が節減できてもほかで負担する人がたくさんあれば、それはやっぱり問題だという見方をしたいと思います。

ほかに発言がありませんようですので、ただいま事務局より説明がありました2事業について、平成24年度に予算化することについて、妥当ということによろしいでしょうか。

それでは、平成24年度予算に係る新規事業採択時評価の結果は、2事業とも予算化することが妥当ということにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、その他ということですが、事務局でご用意がありましたらお願いします。時間があまりございませんので、種々適宜選択しながら議題を選んで説明をお願いします。

【事務局】 先ほどの特構のところでも、また昨年のご議論ありましたが、老朽化も含めてなんですが、河川の維持管理がどういう状況になっていて、どういうふうに考えているかというあたりを、資料3で簡単にご説明させていただければと思います。

まず1ページ目でございますけれども、河川は自然のものでございますので、出水によって河道が変化をするということがございますので、常々監視をしていなければならないものでございます。堤防とか河道がそういうものでありますが、先ほど特構のところでご議論ございましたけれども、いろいろな施設等がございました。これも老朽化していく施設でございます。これも現在の機能がどういう状況になっているか、将来どうなっているかというのを見ながら維持管理をしていくと。この状況をさらに次の整備とかそういう計画、維持をしていくための計画、目標の設定に関して、大丈夫かと。その目標がクリアできないときにはどういう手当てをしていくかという、サイクルでぐるぐる回していくような管理をしていくということでございます。

特に施設、構造物に関しましては2ページ目でございますけれども、これは国土交通省

が管理している直轄の区間の施設でございまして、河川管理者が管理しているものが約1万カ所ございます。また種類につきましては、上に書いてございます。やはり高度成長期に整備されたものがかなり多いということでございまして、現在40年経過したものが大体4割弱でございますが、今後10年間でこれが6割近くなるということでございます。こういう経過したもので、機能が変わっていく可能性があるものに対して、どういう対応をしていくかということが、予算面、それから管理の面も含めて大きな課題であるということです。

具体的には3ページにあるような、先ほどの特構のところでもありましたいろいろな老朽化、使ったことによる劣化、機能低下が問題になっているということでございます。

こういうものは個別というだけではなくて、少し先を見通した形で戦略的に維持管理に取り組んでいこうということが、4ページ目に概略を書いてございまして、1つは計画的にやっていく。それから、安全を確保するために、維持管理のいろいろな施策をそれに基づいて組み直していくということ。それから、許可工作物。河川管理者が管理していないものもかなりございますので、こういうところについても許可管理をしている方の責任のもと、同じように取り組んでいただくといった取り組み。この3つの柱で、戦略的に進めていこうということでございます。

1点目の、維持管理を計画型の管理に移行するというところでございますけれども、既に河川整備基本方針、それから河川整備計画の中で維持管理をしっかり位置づけたということでございます。それから、具体的な維持管理の計画に関しましては、平成19年から河川維持管理指針ということで試行的に行っていたわけでございますが、平成23年度に河川砂防技術基準の維持管理編ができましたので、これに基づいて体系化を行ったところでございます。

それから6ページ目でございますが、堤防・河道というように常々監視しながら、目標がクリアできなかったときにどう変えていくかということを、サイクルでしっかり見ていくということになります。そのためにデータの蓄積をしていかなければならないということでございまして、河川カルテをつくりまして、こういうデータを引き継いでいく形になると。それから、我々だけではなくて、学識者の皆様方のご助言等を得て対応の方針を決めていくということも、取り組みを始めているところでございます。実際に個別のところではこういう形のものに取り組んできているけれども、体系的にしっかりという形には必ずしもなっていないところもございますので、現在各事務所、特に先行的な事務所を選び

まして、こういう取り組みをしっかりと動かしつつあるところでございます。

問題は、先ほどの特構のところとの問題でいきますと、次の7ページ目の構造物のところでございます。経過年数が40年を超えるものがかなり増えてくるというところでございますので、個別の構造物の状況をしっかりと把握して、この状況に応じて更新、それから修繕等を適宜行っていくというやり方を導入していきたいと考えています。従来は時間計画保全型といいまして、ある期間が来れば状況に関係なく部品を取りかえるというところでしたが、今後につきましては状況を見て、それが故障してしまった場合につきましては、非常に致命的になるような部品に関しましては状況監視保全ということで、機能の状況が劣化をしてこれ以上使えないという場合についてはすぐかえられるようにというような監視方法を、そういう部品に関しては取り組むと。それから、できるだけ使い切ってしまう、使い切っても大丈夫だというような部品等もございますので、こういう施設に関しましては事後保全という形で、故障してしまったときに取りかえるという形で使い分けをしつつ、全体的にできるだけ長く現在の施設を使っていくという考え方のものを持ち込むと。そのための長寿命化計画をつくっていきたいと思っております。

それを支える技術、それから人員につきましては、このマスタープランを示すことで技術開発を、それからマーケットを示すことによりまして、いろいろな業界の皆様方も先ほどのように撤退をしてしまうということがないように、全体の像を示していくこともあわせて行っていくというところでございます。

長寿命化計画のイメージでございますが、8ページ目でございます。計画の維持管理に関する基本的な事項をまとめるということで、先ほどの時間管理、状態監視、事後保全の使い分けの考え方を施設ごとに示すと。それから部品ごとに点検のヒントとか、その施設の点検・整備等におきます着眼点とかをまとめたものを記載すると。それから中長期、40年ぐらいをイメージしておりますけれども、40年ぐらいを見据えたライフサイクルタイムの取りかえ・更新計画等をこの中に入れていくということで、年ごとにどういうことをやるかというものをつくっていくと。

ただ、使っている状況等で、期間の状況、施設の状況は変わってきますので、これは5年ごとに更新をしながら、適宜に新しいものに変えていくと。こういう長寿命化計画を平成27年度までに、小規模な樋管を除きます水閘門、排水機場、先ほど1万カ所ございましたけれども、大体その半分ぐらい、5,000カ所ぐらいになると思いますが、こういうものをこれから5年間の間に長寿命化計画をつくりまして、しっかりと計画的に物事を管理

する体制をつくるようスタートしているところでございます。

9ページ目でございますが、このような国の施設に関しましては、みずから取り組んでいるわけでございますけれども、都道府県が管理されている施設も多数ございます。これにつきましては、9ページでございますような我々が取り組んでいるものにつきまして、各地方整備局、それから全国という2段階で会議を開きまして、情報交換、意見交換等を進めているところでございます。

10ページ目でございますが、後ほど事務局からお話があると思っておりますけれども、国土交通省は新たに、持続可能で活力ある国土・地域づくりの推進に取り組んでいるわけでございますが、これは戦略的な長寿命化マネジメントということで、Ⅱ番の4番のところでございますけれども、こういうものの長寿命化計画の中の1つの構成要因として、河川としての取り組みを行っている。大きな柱の1つになっているというところでございます。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。これも前回から問題になった維持管理あるいは改築にかかわることが、非常に大きな課題であるという認識に対して、今回資料3を用意いただきました。

ちょっと時間ありませんので、引き続いて資料4は、前回の新規事業採択時評価に関する前回委員会意見への対応です。これは事業評価そのものに対するときに出た意見。どちらかという、仕組みに対して出た意見に対して情報提供いただきましたので、資料4のほうのご説明もいただいて、前回の意見への対応をとってもらったことに対する質疑応答を、少し時間のある限りやりたいと思っておりますので、先に資料4の説明をお願いします。

【事務局】 1ページですが、昨年ですけれども、4つの事業について新規事業採択時評価を行っていただきました。そのときにこの委員会でのご意見といたしまして、着手する箇所において整備目標を超える降雨が生じる可能性があること、地域におけるリスクの共有化を図るということと、流域対策と土地利用など継続的に地域の協力が得られる体制を確保していくべきというご意見をいただきました。それへの対応ということでございます。

4箇所とも対応しておりますけれども、施設の計画規模を上回る降雨による浸水被害のリスクにつきまして、氾濫シミュレーションを行ってリスク分析をそれぞれ行っています。その結果を各河川の内水協議会等に説明し、住民への説明・啓発、さらには土地利用規制と流出抑制対策等、関係機関と連携して推進するなど、被害を軽減する対応に取り組んで

きているところです。

具体の箇所ごとについては、その後に書いておりますけれども、時間の関係もございますので、1箇所ご説明いたします。2ページが狩野川の函南観音川の排水機場の増設ということで概要を示しています。3ページに、施設の計画規模を上回る降雨が発生した場合の氾濫シミュレーションの例ということで示しています。左が整備前、対象となる施設の計画規模が10分の1ということで、ポンプの増設・流域対策をした場合のシミュレーション結果が真ん中で、床上の浸水戸数が0になるということです。おおむね30年に1回発生するような洪水になるとどうなるのかというのが右でして、浸水の範囲等を図で示していますが、床上浸水が14戸、床下が39戸になります。こういうシミュレーションを行い、リスク分析を行っています。

こういったものを、4ページですが、情報の共有ということで、大場川の総合的な雨水排水対策協議会というのが地域で設置されておまして、昨年この委員会の後に開催し、今度は今年の3月ですけれども、今のようなシミュレーションの情報とか、さらにはいろいろな説明等をこういった協議会を通じてやっていく、さらには啓発のための広報資料等を作成する、住民説明会を行うといった取り組みを行っているところです。

同様のことを各箇所で行っていますが、7ページの吉野川のほたる川の排水機場の増設事業ですが、協議会等をつくって情報の共有、リスクの情報共有等を図っているわけですが、ここでは土地利用の規制について、条例を策定して、新たな浸水被害を防ぐ取り組みを行っています。今年度中に策定予定ということで、新聞報道等を示していますけれども、こういった取り組みも行っているところです。

このような対応を、前回のご意見を受けて取り組んできているところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

今、事務局からは昨年の新規採択事業をもう1度振り返ってもらって、そのときに出た意見にどんなことがなされているかというお話をいただきました。それから、事務局からは前回も問題になって、今回も当然問題になりました維持管理、改築の関連とか、その後、維持管理について取り組まれていることについてご説明がございました。何かご質問等、コメント等ありましたらお願いします。

【委員】 具体的にあの場所ということではないのですが、こういうものの世論の支持を得るためには、わかりやすく伝えるということが大事つまり、つまりと要約して、意味が変わってしまっては困りますが、例えば水門ぐらいはまだわかるのですが、閘門となる

と何のことやわかる人が非常に限定されてしまう。さっきの排水機場というのも大変わかりにくい言葉である。つまり、長い間、皆さんの中では言い古された言葉かもしれないけれども、一般の方には全くなじみのない言葉がずっと使われているということに対しては、まさにメンテナンスの費用をお出しいただきたいという機会をとらえて、わかりやすく伝えるということを徹底される必要があるのではないかと思います。左岸の下流の何かというのも、左岸って何だいという話で、川の右岸・左岸がわかる方は世論調査すると半分もいないと思いますが

そこらを、住んでいる人の場所から発想すると、その場所のことは何と呼んだらいいのかなといったネーミングをするような、ですから地域の協議会みたいなものをおつくりになるときに、そのネーミングをそこでおつくりになれば、もう少しわかりやすいものになるのかなと思うのですが、ぜひ予算確保のためにも、わかってもらえる計画というものにワーディングから心がけていただきたいなど、これは要望であります。

【委員長】 ありがとうございます。特に維持管理のところは泥臭くて、難しい構造物の名前ばかり出てくるので、計画もなかなか大変でしょうけれども、維持管理のところではうまく地域と連携しないと、戦略を立ててもなかなかうまくいかないというご意見だと思います。よろしくお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

【委員】 維持管理計画の位置づけの話で、先ほど利根川の案件が新規投資になるのかどうかという話もありましたけれども、河川整備計画であれ実施計画であれ、1つはもちろん施設をどうするかということを決めているのですが、それと同時に安全性をどれだけ担保するかという機能を決めている。

維持管理計画の基本的な仕事というのは、決められた、担っている機能を半永久的に維持していく、保っていくための計画であるという話で整理をしていけばいいと思います。したがって、維持するために必要な更新であれ何であれ、ほかの日常的なメンテナンスであれ、それはできるだけコストを少なくする努力はしますけれども、機能を維持するためには必要なものであるから、本来はB/Cの対象にはならなくていいと私は思います。

ただ、そうは言いながらも、非常に耐用年数が長くて社会的情勢も変わってきますし、中でも特定構造物だと更新にかかる費用も大きいので、アカウントビリティーを保持するために、改めてB/Cを用いて評価しておこうというスタンスに立ちながら、実施計画の中でB/Cをやっていくということでもいいと思います。あるいは河川整備計画の中で維持

更新計画を全体に見直すとか、そういう可能性を担保しながら、現実の維持管理業務を粛々とやっていけばいい話だろうと思っています。

あと、この資料の中でいささか気になるところがありましたので、ちょっとご検討いただきたい。まず4ページ目でPPPの促進と書かれていますが、ここで書かれているPPPのイメージが、普通のPPPと随分違う。PPPというと民営化とか地域協働型とか、事業スキームに関わる議論になりますが、ここでは、そこまでの議論をしていないので、PPPという表現は言葉が踊っているかなという感じがしました

それから7ページの表現も、誤解を招くかなという気がしました。まず、言葉の使い方を検討していただきたいのですが、状態監視保全で、故障した場合に施設機能に致命的な影響を与えるものと書かれていますが、この致命的影響を与えるという表現が気になる。それだったらこんな悠長に状態を見ていていいのかという誤解を受けるかもわかりません。

問題は右のほうで、事後保全という用語が用いられていますが、この用語がわかりにくい。故障した場合でも施設機能に致命的な影響を与えない場合は、機能低下するまで継続使用するということが、具体的にどういう意味を表しているのでしょうか。故障しているわけでしょう。

【事務局】 致命的な影響、万が一それが故障した場合にどういう状況になるかということが、まず1つ仮説を立てまして、それが故障しちゃったら、例えば排水機場だったら排水機場がとまっちゃう、全体がとまっちゃうものは、致命的な状況になる前にちゃんと手当てをしていかなきゃならないというのが、状態監視保全という考え方です。

例えば事後保全のところ予備発、ふだん出水時にあまり使う可能性が少ないものは、故障したとしてもほかのところ何とか代替できるようなものに関しては、目いっぱい使い切っちゃおうかなという思想で使い分けたということでもあります。

【委員】 目いっぱい使うということは、故障していないのですよね

【事務局】 万が一故障しても、ポンプ場の機能そのものが全部とまってしまいうことにはならないような施設については、故障するまで使ってしまうという考え方です。

【委員】 大体わかってきた。事後保全は、基本的には故障してから取りかえるという意味ですね。

【事務局】 はい。

【委員】 そういう意味ですね。だから、そういう予備的なものは故障するまで使い切って、故障したら取りかえると。そういう意味で、この文章をみたらいいわけね。

【事務局】 はい。

【委員長】 多分、施設機能と書いたときに、施設が持つ本来の機能がやられることを、致命的な機能と言っているわけですね。施設には本来の機能でない、その本来の機能をバックアップするもの、事務等の電源であるとか、そういうものについて機能という言葉遣いは誤解されますね。何でもかんでも機能になるからだと思います。さっき委員が言われた、機能を確保することがその構造物の使命であると言ったときに、その機能は本来の機能ですね。だから施設機能と書いたときに、本来の持つ機能だけでない、さまざまな機能を含んでいるからややこしい。本来の機能が致命的になったら、これはどうしようもないわけですから。ちょっとそのあたりの文章表現が気になるということです。

【委員】 ちょっと関連して。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 その意味では、事後保全で予備発電機を挙げられているのは、あまり例としてはよくないのではと思いますね。というのは、今回の原子力の災害を見ましても、予備が働かなかったのが問題でありまして。ということは、例としては概念を整理して、サンプルとして挙げるものを少し考え直したほうがよろしいかと思います。

【委員長】 機能の二重、多重安全とか、そういうところの1つが欠けるということはどうな意味かとか、いろいろもう少し議論してくださいということですね。これはまた別のところで議論されているのですか。それとももうでき上がっているのかな。特にどこかの委員会とかで議論されているのかな。まだ審議中？それともでき上がったもののPR？

【事務局】 マスタープランですか。

【委員長】 ええ。

【事務局】 全体の考え方につきましては、砂防基準の維持管理編のところでもんでいただいています。それから個別のところに関しましては、それぞれ担当部局とも一緒になりながら検討を進めて、もうでき上がった……。

【委員長】 ここで出ました意見も維持管理のプレゼンテーション的なところだから、ぜひ生かしてもらいたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

こういうふうに、この事業評価についてもだんだんレベルアップして、いろいろな話題について、事業評価という視点からご意見を述べさせていただくことにしていきたいと思えます。できるだけ本来の意味を踏まえた事業評価ができるように、まだ2年目ですので、

これから整備していくことが大事だと思います。

あと少し資料を用意していただいていますので、せっかくですのでよろしくお願ひします。

【事務局】 もう時間もございませんので、簡単にどんな資料かということと、概略のご紹介だけさせていただきます。

まず資料5でございますが、平成24年度の水管理・国土保全局の予算の概要でございます。政府案の予算が書いてございます。1ページめくっていただきますとわかりますように、特に基本方針といたしましては、東日本大震災の対応として、本復旧の速やかな実施と復興に資する整備を着実に実施していくということと、今後発生すると想定されております大規模地震等への備えを全国で集中的に実施するというところでございます。もう一つは新潟・福島豪雨、台風12号・15号等による激甚な水害・土砂災害の発生状況も踏まえて、災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施することとしております。また、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮して、予防的な治水対策を実施することとしておりまして、予算の規模といたしましては水管理・国土保全局全体として6,702億円ということで、国費としてはほぼ横ばいの予算となっております。

2ページでございます。特に来年度予算につきましては日本再生重点化措置というものが設けられまして、特に(1)の激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策等に重点を置いてやっていくことになっております。また、主要項目でございますが、ダム建設につきましては、検証を進めているダム事業については基本的に新たな段階に入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、必要最小限の予算を計上。それから検証の対象としない事業のうち、継続的に事業を進めることとしたダム事業につきましては、可能な限り計画的に事業を進めるために必要な予算を計上しております。

以上、予算の概要でございます。

次に、資料6でございます。「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の推進についてでございますが、これにつきましては、前田大臣のご指示によりまして、新たな今後の施策を検討しなさいということで、中堅の課長クラスを中心に議論させていただきまして、提案がなされております。

2ページ目でございます。4つの価値、8つの方向性ということで、実現すべき価値として、持続可能な社会の実現、安全と安心の確保、経済活性化、それから国際競争力と国

際プレゼンスの強化ということで、これに対して具体的な方向性として、低炭素・循環型システムの構築、それから「医職住」、これは「しょく」はジョブになっておりますが、地域の集約化（「医職住」の近接）、それから災害に強い住宅・地域づくり、社会資本の適格的確な維持管理・更新、それから個人資産の活用等による需要拡大、公的部門への民間の資金・知見の取込み、それから我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献、それから国際競争の基盤整備の促進ということで、方向性を打ち出しております、これに対する具体的なプロジェクトを現在議論しておりますし、また一部については通常国会に法案提出予定ということで準備がなされているところでございます。

全体の戦略としては、拡大から集約へ、官から民へ、それから国内前提から海外展開へといった方向性になっておりまして、特に大臣が常々おっしゃっていますのは、縦、横へ、そして外へということで、地方整備局等を生かした総合力の発揮、それから各部局の横断的な連携、それから他府省との連携といった形で物事を進めていくということになっております。

3ページ目は、これを担当しております政策官というものが課長と併任でなされておりました、おのおのがある程度、組織以外の立場で自由に議論をして、こういったものをつくってきたというものでございまして、現在この具体的なプロジェクトも中身を詰めているところでございます。

次に資料7でございます。タイの洪水についてですが、マスコミ等でも報道されておりましたように、特に昨年の秋以降、タイの浸水被害が非常に大きくなってきておりました。こういったことに対しまして、国土交通省としてもさまざまな点でご支援をしておりますので、そのご紹介でございまして、前半はタイの洪水の中身の紹介でございまして、11ページでございまして、11ページに、タイの洪水被害に対する国交省の取り組みをまとめておりますが、発生直後から専門家、これは洪水、排水対策、それから空港、鉄道の専門家を派遣いたしますとともに、これまでは人だけ、あるいは物だけの援助であったものを、国際緊急援助の枠組みで人と物をセットで、排水ポンプ車を派遣したということでございます。この排水ポンプ車は非常に強力でございます、25メートルプールを10分強で空にしてしまうほど強力なものでございますが、これを10台派遣しております。そして、現地で排水活動に従事しております、多くの工業団地の排水を行っております。

このほか、調査団の派遣、あるいは日本の経験の共有ということでセミナーを開始して技術的な支援をしていくとか、あるいはこういったタイでの経験を踏まえて、特に個別の

人とか物による支援だけではなくてトータルとして、制度とか法的枠組みとかガバナンスとか警戒避難体制、防災情報、土地利用規制といったものを含めたパッケージとして展開していくということを行っております。

このタイの洪水の経験を踏まえまして、19ページでございますが、今後我が国が有するソフト面、ハード面合わせた総合力を国際的に展開していくということで、防災パッケージを世界に展開していくということで打ち出しがなされております。これにつきましては、前田大臣から国家戦略会議でご紹介されております。

【委員長】 ありがとうございます。もう一つですね。資料8。

【事務局】 資料8でございます。先ほど大臣ご指示のプロジェクトの中で、持続可能な社会の実現の1つでございますけれども、3ページ目でございますが、円山川でコウノトリを軸に、地域全体いろいろな方が集まってこられまして、コウノトリの野生復帰を果たしたと。これは非常によい例として全国でも有名でございますが、こういう取り組みが全国各地で始まりつつあるということでございます。この中で、4ページ目でございますけれども、南関東につきましてもコウノトリが舞う地域をつくろうという動きが出ておまして、県を超えていろいろな幾つかの市町村が連携してネットワークを組んで、今その構想の準備をしているところでございます。これらのものにつきまして、我々河川を管理している者も、えさ場の環境、湿地の確保等を通じまして協力をしながら、南関東の1つの例として、ネットワークの形成を果たして、大臣のご指示の持続可能な社会の実現の1つの例として、こういう取り組みを進めつつあるということでご紹介をさせていただきました。

以上でございます。

【委員長】 以上、取り組みについてご説明いただきましたけれども、もし質問がありましたら。

【委員】 意見でもいいですか。

【委員長】 はい。

【委員】 行政諸部局、企業その他にアダプテーションプランを出せという命令をして、報告書がどんどん出ているかと思えます、ものすごい報告書が。これは温暖化・豪雨時代に合わせて、おまえのところは何をやるのだ、計画書を出せということです。もちろん、温暖化する農業に対してどういう対応をしろということもありますが、やっぱり水循環の単位である流域で健全社会をつくっていくところが、日本国はとて、市民に見え

る場所が弱い。いつも低炭素・循環。

この間のCOP17で、大きな方向転換が起こると僕は思います。もうすべての予想を上回って炭酸ガス放出が増えていますので、本気で総合的な適応策に転じるというのを、政治家の皆さんにも、市民にも企業にもしっかり理解させていかないと、日本が一番おもしろいことをやっているはずなのに、手遅れになっていくなど。先ほど委員がおっしゃったような市民に理解される、企業に理解されるというところで、流域で仕事をするというところが少し見えないということを、大変心配しております。

【委員長】 ありがとうございます。今のように、せっかくの機会で何かご意見ということがありましたら。よろしいでしょうか。

それでは、時間もちょうど正午になりました。第2回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会は以上でございます。

【事務局】 ありがとうございました。本日の議事録につきましては、内容について各委員のご確認を得た後に、発言者氏名を除いて、インターネットにおいて一般に公開することとさせていただきます。また、お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますが、郵送をご希望の方には後日郵送させていただきたいと思っておりますので、席にお残してください。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

— 了 —